

特定非営利活動法人 親子関係支援センター やまりす 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 親子関係支援センター やまりすという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県福井市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、社会的養護で暮らす子どもとその保護者等を含むすべての子どもと保護者等に対し、居場所づくりや、相談の場、必要なサービスを提供し、子どもひとりひとりの権利を尊重し、子どもの福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に関する事業を行う。

- (1) 居場所づくり等子どもの福祉の向上に関する事業
- (2) 児童福祉法に規定される親子再統合支援事業や親子関係形成支援事業等親子関係支援に関する事業
- (3) 社会的養護児童の自立支援に関する事業
- (4) 児童福祉法に規定される児童家庭支援センター運営事業
- (5) 児童福祉法に規定される障害児通所支援事業および障害児相談支援事業
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に規定される障害福祉サービスおよび相談支援を行う事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思をもって入会した個人および団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費およびその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上9人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を

執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況と認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員および顧問)

第20条 この法人に、必要に応じ事務局長その他の職員および顧問を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 顧問は、理事長が委嘱する。
- 4 顧問は、理事長の要請によりこの法人の指導助言を行う。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および活動予算ならびにその変更
- (5) 事業報告および活動決算
- (6) 役員の選任または解任、職務および報酬
- (7) 入会金および会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。)
その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (9) 事務局の組織および運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号および第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数（書面または電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項および第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産および会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金および会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画および予算)

第 44 条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければ

ばならない。

(暫定予算)

第 45 条 第 44 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定および使用)

第 46 条 予算超過または予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 9 章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類および当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所および従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	芝 康弘
副理事長	猪野 万里子
理事	五十嵐 昌枝
理事	平井 悟志
理事	足滝 泰平

監事	伊藤 智朗
----	-------

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和3年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和2年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

	個人	団体
① 入会金	5,000 円	5,000 円
② 年会費	5,000 円	5,000 円

(2) 賛助会員

	個人	団体
① 入会金	3,000 円	3,000 円
② 年会費	3,000 円	3,000 円

附 則

この定款は、令和 4 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 7 年 月 日から施行する。

令和7年度事業計画書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 親子関係支援センターやまりす

1 事業実施の方針

これまで当法人では、地域で生活する親子や児童養護施設や里親等を退所した子どもと保護者に対して、県の委託事業や助成金による支援事業を行うとともに、障害サービス事業を行うことによって障害の有無にかかわらず支援を行ってきたが、今後は児童福祉法に基づく児童家庭支援センターとしてさらにこれらの方々への相談支援体制を確立していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲および予定人数	支出見込額(千円)
居場所づくり等子どもの福祉の向上に関する事業	福井県福井市における「子ども第三の居場所」コミュニティモデルの運営(やまりすの家事業)	令和7年4月1日～令和8年3月31日	福井市月見3丁目10-16(やまりすの家事業所)	10人	要支援家庭の子ども16人とその世帯	7,379
児童福祉法に規定される親子再統合支援事業や親子関係形成支援事業等親子関係支援に関する事業	福井県親子再統合のための専門的プログラム実施事業	令和7年4月1日～令和8年3月31日	児童相談所等	4人	児童相談所から紹介を受けた親子10組	13,030
	福井市親子のつながりサポート事業	令和7年4月1日～令和8年3月31日	福井市こども家庭センター	2人	子育て中の保護者8名	120
	一陽入所児童家庭交流促進事業	令和7年4月1日～令和8年3月31日	児童養護施設一陽、対象児童の家庭	2人	児童福祉施設入所児童とその保護者4組	300
社会的養護児童の自立支援に関する事業	福井県社会的養護自立支援事業生活相談業務	令和7年4月1日～令和8年3月31日	対象児童の自宅および関係機関、貸研修室等	1人	児童福祉施設または里親で生活する高校生および退所した方50名	6,000
	福井ロータリークラブ・カイロスリーグ対象児童生活支援事業	令和7年4月1日～令和8年3月31日	対象児童の自宅、関係機関等	1人	児童福祉施設退所児童1名	300
児童福祉法に規定される児童家庭支援センター運営事業	児童家庭支援センターの運営	令和7年4月1日～令和8年3月31日	児童家庭支援センターやまりす(福井市板垣3丁目1333番地第2Mビル)	7人	地域の家庭その他の関係機関200名	15,154
	児童家庭支援センター指導委託等	令和7年4月1日～令和8年3月31日	児童家庭支援センターやまりす(福井市板垣3丁目1333番地第2Mビル)	7人	要支援児童10名	7,009
児童福祉法に規定される障害児通所支援事業および障害児相談支援事業	障害児多機能事業所運営事業	令和7年4月1日～令和8年3月31日	多機能事業所「やまりすの広場」(福井市板垣3丁目1333番地第2Mビル)	7人	障がいがある児童25名	28,321
	障害児相談支援事業	令和7年4月1日～令和8年3月31日	相談支援事業所「やまりすの広場」(福井市板垣3丁目1333番地第2Mビル)	5人	障がいがある児童およびその保護者60名	3,103
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に規定される障害福祉サービスおよび相談支援を行う事業	相談支援事業	令和7年4月1日～令和8年3月31日	特定相談支援事業所「やまりすの広場」(福井市板垣3丁目1333番地第2Mビル)	5人	障がい者40名	1,134
	相談支援専門員研修事務局運営事業	令和7年4月1日～令和8年3月31日	特定相談支援事業所「やまりすの広場」(福井市板垣3丁目1333番地第2Mビル)	1人	障がいサービス従事者200名	1,221

令和7年度 活動予算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
特定非営利活動法人 親子関係支援センター やまりす
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費	150,000	200,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	100,000	100,000	
3. 受取助成金等	0		
4. 事業収益			
子ども第三の居場所コミュニティモデル運営事業	5,710,000		
福井県親子再統合のための専門的プログラム実施事業委託費	13,003,000		
福井市親子のつながりサポート事業	120,000		
一陽入所児童家庭交流促進事業	300,000		
福井県社会的養護自立支援事業生活相談業務委託費	6,000,000		
カイロスリーグ対象児童生活支援事業	350,000		
児童家庭支援センターの運営事業	15,142,000		
児童家庭支援センター指導委託	7,848,000		
障害児多機能事業	28,800,000		
障害児相談支援事業	3,600,000		
障害者特定相談支援事業	1,200,000		
相談支援専門員研修事務局運営事業	1,300,000	83,373,000	
5. その他収益			
受取利息	2,000		
雑収益	1,000,000	1,002,000	
経常収益計			84,675,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	58,561,500		
法定福利費	8,985,900		
人件費計	67,547,400		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費	438,000		
諸謝金	1,866,000		
印刷製本費	192,000		
通信運搬費	1,728,000		
消耗品費	1,087,200		
水道光熱費	1,068,000		
使用料および賃借料	6,758,400		
車両費	1,266,000		
保険料	900,000		
支払手数料	187,440		
租税公課	36,000		
その他経費計	15,527,040		
事業費計		83,074,440	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	100,000		
旅費交通費	60,000		
消耗品費	100,000		
使用料および賃借料	130,000		
その他経費計	390,000		
管理費計		390,000	
経常費用計			83,464,440
当期経常増減額			1,210,560
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			1,210,560
前期繰越正味財産額			2,000,000
次期繰越正味財産額			3,210,560

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

令和7年度特定非営利活動事業費等活動予算根拠表

令和7年4月1日～令和8年3月31日

科 目		金 額 (単位：円)	算出根拠(単位：円)				
経常収入の部	会費・入会金収入		200,000	正会員会費 賛助会員会費 賛助会員入会金	5,000円×10人 3,000円×35人 3,000円×15人	50,000円 105,000円 45,000円	
	事業収入	①居場所づくり等子どもの福祉の向上に関する事業収入	5,710,000	・子ども第三の居場所コミュニティーモデル運営事業 (年間) 5,710,000円			
		②児童福祉法に規定される親子再統合支援事業や親子関係形成支援事業等親子関係支援に関する事業収入	13,423,000	・福井県親子再統合のための専門的プログラム実施事業 (年間) 13,003,000円 ・福井市親子のつながりサポート事業 (年間) 120,000円 ・一陽入所児童家庭交流促進事業 (年間) 300,000円			
		③社会的養護児童の自立支援に関する事業収入	6,350,000	・福井県社会的養護自立支援事業生活相談業務 (年間) 6,000,000円 ・福井ロータリークラブカイトスリーグ対象児童生活支援事業 (年間) 350,000円			
		④児童福祉法に規定される児童家庭支援センター運営事業収入	22,990,000	・児童家庭支援センター運営補助金 (年間) 15,142,000円 ・児童家庭支援センター指導委託等 (年間) 7,848,000円			
		⑤児童福祉法に規定される障害児通所支援事業および障害児相談支援事業収入	32,400,000	・障害児多機能事業所運営事業 2,400,000円×12月 28,800,000円 ・障害児相談支援事業 300,000円×12月 3,600,000円			
		⑥障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に規定される障害福祉サービスおよび相談支援を行う事業収入	2,500,000	・指定特定相談支援事業 100,000円×12月 1,200,000円 ・相談支援専門員研修事務局運営事業 (年間) 1,300,000円			
		受取利息	2,000				
	寄付金収入	100,000					
	雑収入	1,000,000	(年間) 1,000,000円				
	経常収入(A)	84,675,000					
	経常支出の部	事業費	①居場所づくり等子どもの福祉の向上に関する事業費	7,379,400	人件費 居場所リーダー 給与 177,000円×12月 2,124,000円 〃 〃 賞与 170,000円×3月 510,000円 法定福利費(社会保険料等法人負担分) 31,000円×15月 465,000円 正副管理者手当 30,000円×12月 360,000円 アルバイト職員4名分給与 50,000円×48月 2,400,000円 報償費(税理士報酬) 5,000円×12月 60,000円 通信運搬費(スマホ・貸出WiFi) 8,000円×12月 96,000円 水道光熱費 18,000円×12月 216,000円 消耗品費(食糧費+生活用品等) 50,000円×12月 600,000円 車両費(ガソリン代他) 18,000円×12月 216,000円 租税公課(自動車税) (年間) 36,000円 保険料(自動車・損害保険) 18,000円×12月 216,000円 支払手数料(ごみ処理・振込手数料) 6,700円×12月 80,400円		
				(内訳)			
				・親子再統合のための専門的プログラム実施事業	13,030,740	人件費 2人分 給与 660,500円×12月 7,926,000円 〃 〃 賞与 660,500円×3月 1,981,500円 法定福利費(社会保険料等法人負担分) 108,600円×14月 1,520,400円 報償費(税理士報酬) 17,200円×12月 206,400円 旅費・交通費 8,500円×12月 102,000円 印刷製本費 (年間) 27,000円 通信運搬費(電話・携帯料金・ソフト通信) 24,000円×12月 288,000円 水道光熱費 10,000円×12月 120,000円 消耗品費 5,000円×12月 60,000円 車両費(ガソリン代他) 14,000円×12月 168,000円 使用料・賃借料(事務所家賃・車・パソコン) 45,000円×12月 540,000円 保険料(自動車・損害保険) 7,000円×12月 84,000円 支払手数料(振込手数料他) 620円×12月 7,440円	
					・福井市親子のつながりサポート事業	120,000	人件費 2人分 給与 10,000円×12月 120,000円 (年間) 300,000円
					・一陽入所児童家庭交流促進事業	300,000	使用料・賃借料(相談室家賃)
					(内訳)		
					・福井県社会的養護自立支援事業生活相談業務	6,000,600	人件費 相談員・訪問支援員 給与 295,000円×12月 3,540,000円 〃 〃 賞与 275,000円×3月 825,000円 法定福利費(社会保険料等法人負担分) 42,000円×15月 630,000円 報償費(税理士報酬) 8,300円×12月 99,600円 通信運搬費(電話・携帯料金・ソフト通信料) 20,000円×12月 240,000円 水道光熱費 5,000円×12月 60,000円 消耗品費 4,000円×12月 48,000円 車両費(ガソリン代他) 6,500円×12月 78,000円 使用料・賃借料(事務所家賃・車・パソコン) 40,000円×12月 480,000円 (年間) 300,000円
						福井ロータリークラブカイトスリーグ対象児童生活支援事業	300,000
(内訳)							
・児童家庭支援センター運営						15,154,600	人件費 常勤職員3人給与 722,000円×12月 8,664,000円 〃 〃 賞与 722,000円×3月 2,166,000円 法定福利費(社会保険料等法人負担分) 122,000円×15月 1,830,000円 報償費(市町連携推進員・税理士報酬・弁護士) 80,000円×12月 960,000円 旅費・交通費 8,000円×12月 96,000円 印刷製本費 (年間) 55,000円 通信運搬費(電話・携帯料金・ソフト通信) 26,000円×12月 312,000円 水道光熱費 12,000円×12月 144,000円 消耗品費 7,800円×12月 93,600円 車両費(ガソリン代他) 14,000円×12月 168,000円 使用料・賃借料(事務所家賃・車・パソコン) 53,200円×12月 638,400円 支払手数料(振込手数料) 2,300円×12月 27,600円

・児童家庭支援センター指導委託等	7,009,600	人件費 常勤職員7人給与	300,000 円 × 12 月	3,600,000 円
		〃 賞与	300,000 円 × 3 月	900,000 円
		法定福利費 (社会保険料等法人負担分)	48,600 円 × 15 月	729,000 円
		報償費 (市町連携推進員・税理士報酬)	25,000 円 × 12 月	300,000 円
		旅費・交通費	10,000 円 × 12 月	120,000 円
		印刷製本費	(年間)	55,000 円
		通信運搬費 (電話・携帯料金・ソフト通信)	26,000 円 × 12 月	312,000 円
		水道光熱費	12,000 円 × 12 月	144,000 円
		消耗品費	7,800 円 × 12 月	93,600 円
		車両費 (ガソリン代他)	10,000 円 × 12 月	120,000 円
		使用料・賃借料 (事務所家賃・車・パソコン)	50,000 円 × 12 月	600,000 円
		支払手数料 (振込手数料)	3,000 円 × 12 月	36,000 円
		⑤児童福祉法に規定される障害児通所支援事業および障害児相談支援事業費		(内訳)
・障害児多機能事業所運営事業	28,321,000	人件費 常勤職員7人給与	1,261,000 円 × 12 月	15,132,000 円
		〃 賞与	1,261,000 円 × 3 月	3,783,000 円
		法定福利費 (社会保険料等法人負担分)	205,000 円 × 15 月	3,075,000 円
		報償費 (税理士報酬)	20,000 円 × 12 月	240,000 円
		旅費・交通費	10,000 円 × 12 月	120,000 円
		印刷製本費	(年間)	55,000 円
		通信運搬費 (電話・携帯料金・ソフト通信)	35,000 円 × 12 月	420,000 円
		水道光熱費	30,000 円 × 12 月	360,000 円
		消耗品費	15,000 円 × 12 月	180,000 円
		車両費 (ガソリン代他)	40,000 円 × 12 月	480,000 円
		使用料・賃借料 (事務所家賃・車・パソコン)	320,000 円 × 12 月	3,840,000 円
		保険料 (自動車・損害保険)	50,000 円 × 12 月	600,000 円
		支払手数料 (振込手数料)	3,000 円 × 12 月	36,000 円
・障害児相談支援事業	3,103,500	人件費 常勤職員1人給与	167,000 円 × 12 月	2,004,000 円
		〃 賞与	167,000 円 × 3 月	501,000 円
		法定福利費 (社会保険料等法人負担分)	27,100 円 × 15 月	406,500 円
		通信運搬費 (電話・携帯料金・ソフト通信)	5,000 円 × 12 月	60,000 円
		水道光熱費	2,000 円 × 12 月	24,000 円
		消耗品費	1,000 円 × 12 月	12,000 円
		車両費 (ガソリン代他)	3,000 円 × 12 月	36,000 円
		使用料・賃借料 (事務所家賃・車・パソコン)	5,000 円 × 12 月	60,000 円
⑥障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に規定される障害福祉サービスおよび相談支援を行う事業費		(内訳)		
・指定特定相談支援事業	1,134,000	人件費 常勤職員1人給与	65,000 円 × 12 月	780,000 円
		〃 賞与	65,000 円 × 3 月	195,000 円
・相談支援専門員研修事務局運営事業	1,221,000	法定福利費 (社会保険料等法人負担分)	10,600 円 × 15 月	159,000 円
		人件費 常勤職員1人給与	70,000 円 × 12 月	840,000 円
		〃 賞与	70,000 円 × 3 月	210,000 円
事業費計	83,074,440	法定福利費 (社会保険料等法人負担分)	11,400 円 × 15 月	171,000 円
管理費	会議費	100,000		
	旅費交通費	60,000	会議参加旅費	5,000 円 × 12 月 60,000 円
	消耗品費	100,000	(年間)	100,000 円
	賃借料	130,000	不動産家賃	(年間) 130,000 円
	管理費計	390,000		
経常支出合計 (B) = 事業費+管理費	83,464,440			
経常収支差額 (C) = (A)-(B)	1,210,560			
前期繰越正味財産額	2,000,000			
次期繰越正味財産額	3,210,560			

※各事業ごとの収入・支出根拠計算を記入して下さい。
 ※事業費と管理費の区分をして下さい。
 ※算出根拠の欄は仮の記入例としてのものであり計算基礎は各々で変更記入して下さい。

令和8年度事業計画書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 親子関係支援センターやまりす

1 事業実施の方針

児童福祉法に基づく児童家庭支援センターとして、地域で生活する親子や関係機関から信頼される相談機関になるとともに、障害サービス事業を行うことによって障害の有無にかかわらず支援を行う体制を継続する。また、児童養護施設や里親等を退所した子どもと保護者や支援を必要とする親子に対して行政等の委託を受け、より専門的で特長のある支援を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲および予定人数	支出見込額 (千円)
居場所づくり等子どもの福祉の向上に関する事業	やまりすの家運営事業	令和8年4月1日～令和9年3月31日	福井市月見3丁目10-16 (やまりすの家事業所)	10人	要支援家庭の子ども16人とその世帯	2,271
児童福祉法に規定される親子再統合支援事業や親子関係形成支援事業等親子関係支援に関する事業	福井県親子再統合のための専門的プログラム実施事業	令和8年4月1日～令和9年3月31日	児童相談所等	4人	児童相談所から紹介を受けた親子10組	13,030
	福井市親子のつながりサポート事業	令和8年4月1日～令和9年3月31日	福井市こども家庭センター	2人	子育て中の保護者8名	120
	一陽入所児童家庭交流促進事業	令和8年4月1日～令和9年3月31日	児童養護施設一陽、対象児童の家庭	2人	児童福祉施設入所児童とその保護者4組	300
社会的養護児童の自立支援に関する事業	福井県社会的養護自立支援事業生活相談業務	令和8年4月1日～令和9年3月31日	対象児童の自宅および関係機関、貸研修室等	1人	児童福祉施設または里親で生活する高校生および退所した方50名	6,000
	福井ロータリークラブ・カイロスリーグ対象児童生活支援事業	令和8年4月1日～令和9年3月31日	対象児童の自宅、関係機関等	1人	児童福祉施設退所児童1名	300
児童福祉法に規定される児童家庭支援センター運営事業	児童家庭支援センターの運営	令和8年4月1日～令和9年3月31日	児童家庭支援センターやまりす(福井市板垣3丁目1333番地第2Mビル)	7人	地域の家庭その他の関係機関200名	17,292
	児童家庭支援センター指導委託等	令和8年4月1日～令和9年3月31日	児童家庭支援センターやまりす(福井市板垣3丁目1333番地第2Mビル)	7人	要支援児童10名	7,975
児童福祉法に規定される障害児通所支援事業および障害児相談支援事業	障害児多機能事業所運営事業	令和8年4月1日～令和9年3月31日	多機能事業所「やまりすの広場」(福井市板垣3丁目1333番地第2Mビル)	7人	障がいがある児童25名	28,321
	障害児相談支援事業	令和8年4月1日～令和9年3月31日	相談支援事業所「やまりすの広場」(福井市板垣3丁目1333番地第2Mビル)	5人	障がいがある児童およびその保護者60名	3,103
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に規定される障害福祉サービスおよび相談支援を行う事業	相談支援事業	令和8年4月1日～令和9年3月31日	特定相談支援事業所「やまりすの広場」(福井市板垣3丁目1333番地第2Mビル)	5人	障がい者40名	1,134
	相談支援専門員研修事務局運営事業	令和8年4月1日～令和9年3月31日	特定相談支援事業所「やまりすの広場」(福井市板垣3丁目1333番地第2Mビル)	1人	障がいサービス従事者200名	1,221

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
特定非営利活動法人 親子関係支援センター やまよりす
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費	150,000	200,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	100,000	100,000	
3. 受取助成金等	0		
4. 事業収益			
やまよりすの家運営事業	1,000,000		
福井県親子再統合のための専門的プログラム実施事業委託費	13,003,000		
福井市親子のつながりサポート事業	120,000		
一陽入所児童家庭交流促進事業	300,000		
福井県社会的養護自立支援事業生活相談業務委託費	6,000,000		
カイロスリーグ対象児童生活支援事業	350,000		
児童家庭支援センターの運営事業	17,347,000		
児童家庭支援センター指導委託	9,132,000		
障害児多機能事業	28,800,000		
障害児相談支援事業	3,600,000		
障害者特定相談支援事業	1,200,000		
相談支援専門員研修事務局運営事業	1,300,000	82,152,000	
5. その他収益			
受取利息	2,000		
雑収益	1,000,000	1,002,000	
経常収益計			83,454,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	57,060,000		
法定福利費	8,975,400		
人件費計	66,035,400		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費	438,000		
諸謝金	1,806,000		
印刷製本費	192,000		
通信運搬費	1,728,000		
消耗品費	727,200		
水道光熱費	996,000		
使用料および賃借料	6,758,400		
車両費	1,266,000		
保険料	900,000		
支払手数料	187,440		
租税公課	36,000		
その他経費計	15,035,040		
事業費計		81,070,440	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	100,000		
旅費交通費	60,000		
消耗品費	100,000		
使用料および賃借料	130,000		
その他経費計	390,000		
管理費計		390,000	
経常費用計			81,460,440
当期経常増減額			1,993,560
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			1,993,560
前期繰越正味財産額			3,210,560
次期繰越正味財産額			5,204,120

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

令和8年度特定非営利活動事業費等活動予算根拠表

令和8年4月1日～令和9年3月31日

科 目		金 額 (単位：円)	算出根拠(単位：円)	
経常収入の部	会費・入会金収入	200,000	正会員会費 賛助会員会費 賛助会員入会金	5,000円×10人 50,000円 3,000円×35人 105,000円 3,000円×15人 45,000円
	①居場所づくり等子どもの福祉の向上に関する事業収入	1,000,000	・やまのすの家運営事業収入	(年間) 1,000,000円
	②児童福祉法に規定される親子再統合支援事業や親子関係形成支援事業等親子関係支援に関する事業収入	13,423,000	・福井県親子再統合のための専門的プログラム実施事業 ・福井市親子のつながりサポート事業 ・一陽入所児童家庭交流促進事業	(年間) 13,003,000円 (年間) 120,000円 (年間) 300,000円
	③社会的養護児童の自立支援に関する事業収入	6,350,000	・福井県社会的養護自立支援事業生活相談業務 ・福井ロータリークラブカイトスリーグ対象児童生活支援事業	(年間) 6,000,000円 (年間) 350,000円
	④児童福祉法に規定される児童家庭支援センター運営事業収入	26,479,000	・児童家庭支援センター運営補助金 ・児童家庭支援センター指導委託等	(年間) 17,347,000円 (年間) 9,132,000円
	⑤児童福祉法に規定される障害児通所支援事業および障害児相談支援事業収入	32,400,000	・障害児多機能事業所運営事業 ・障害児相談支援事業	2,400,000円×12月 28,800,000円 300,000円×12月 3,600,000円
	⑥障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に規定される障害福祉サービスおよび相談支援を行う事業収入	2,500,000	・指定特定相談支援事業 ・相談支援専門員研修事務局運営事業	100,000円×12月 1,200,000円 (年間) 1,300,000円
	受取利息	2,000		
	寄付金収入	100,000		
	雑収入	1,000,000		(年間) 1,000,000円
	経常収入(A)	83,454,000		
経常支出の部	事業費		人件費 居場所リーダー 給与 〃 〃 賞与 法定福利費(社会保険料等法人負担分) 正副管理者手当 アルバイト職員4名分給与 報償費(税理士報酬) 通信運搬費(スマホ・貸出WiFi) 水道光熱費 消耗品費(食糧費+生活用品等) 車両費(ガソリン代他) 租税公課(自動車税) 保険料(自動車・損害保険) 支払手数料(ごみ処理・振込手数料)	30,000円×12月 360,000円 30,000円×3月 90,000円 4,900円×15月 73,500円 0円×12月 0円 15,000円×48月 720,000円 0円×12月 0円 8,000円×12月 96,000円 12,000円×12月 144,000円 20,000円×12月 240,000円 18,000円×12月 216,000円 (年間) 36,000円 18,000円×12月 216,000円 6,700円×12月 80,400円
	①居場所づくり等子どもの福祉の向上に関する事業費	2,271,900	(内訳)	
	②児童福祉法に規定される親子再統合支援事業や親子関係形成支援事業等親子関係支援に関する事業費		(内訳)	
	・親子再統合のための専門的プログラム実施事業	13,030,740	人件費 2人分 給与 〃 〃 賞与 法定福利費(社会保険料等法人負担分) 報償費(税理士報酬) 旅費・交通費 印刷製本費 通信運搬費(電話・携帯料金・ソフト通信) 水道光熱費 消耗品費 車両費(ガソリン代他) 使用料・賃借料(事務所家賃・車・パソコン) 保険料(自動車・損害保険) 支払手数料(振込手数料他)	660,500円×12月 7,926,000円 660,500円×3月 1,981,500円 108,600円×14月 1,520,400円 17,200円×12月 206,400円 8,500円×12月 102,000円 27,000円 24,000円×12月 288,000円 10,000円×12月 120,000円 5,000円×12月 60,000円 14,000円×12月 168,000円 45,000円×12月 540,000円 7,000円×12月 84,000円 620円×12月 7,440円
	・福井市親子のつながりサポート事業	120,000	人件費 2人分 給与	10,000円×12月 120,000円
	・一陽入所児童家庭交流促進事業	300,000	使用料・賃借料(相談室家賃)	(年間) 300,000円
	③社会的養護児童の自立支援に関する事業費		(内訳)	
	・福井県社会的養護自立支援事業生活相談業務	6,000,600	人件費 相談員・訪問支援員 給与 〃 〃 賞与 法定福利費(社会保険料等法人負担分) 報償費(税理士報酬) 通信運搬費(電話・携帯料金・ソフト通信料) 水道光熱費 消耗品費 車両費(ガソリン代他) 使用料・賃借料(事務所家賃・車・パソコン)	295,000円×12月 3,540,000円 275,000円×3月 825,000円 42,000円×15月 630,000円 8,300円×12月 99,600円 20,000円×12月 240,000円 5,000円×12月 60,000円 4,000円×12月 48,000円 6,500円×12月 78,000円 40,000円×12月 480,000円
	福井ロータリークラブカイトスリーグ対象児童生活支援事業	300,000	使用料・賃借料(相談室家賃)	(年間) 300,000円
	④児童福祉法に規定される児童家庭支援センター運営事業費		(内訳)	
	・児童家庭支援センター運営	17,292,100	人件費 常勤職員3人給与 〃 〃 賞与 法定福利費(社会保険料等法人負担分) 報償費(市町連携推進員・税理士報酬・弁護士) 旅費・交通費 印刷製本費 通信運搬費(電話・携帯料金・ソフト通信) 水道光熱費 消耗品費 車両費(ガソリン代他) 使用料・賃借料(事務所家賃・車・パソコン) 支払手数料(振込手数料)	848,500円×12月 10,182,000円 848,500円×3月 2,545,500円 138,000円×15月 2,070,000円 80,000円×12月 960,000円 8,000円×12月 96,000円 55,000円 26,000円×12月 312,000円 12,000円×12月 144,000円 7,800円×12月 93,600円 14,000円×12月 168,000円 53,200円×12月 638,400円 2,300円×12月 27,600円

・児童家庭支援センター指導委託等	7,975,600	人件費 常勤職員7人給与	355,000 円 × 12 月	4,260,000 円		
		〃 賞与	355,000 円 × 3 月	1,065,000 円		
		法定福利費 (社会保険料等法人負担分)	58,000 円 × 15 月	870,000 円		
		報償費 (市町連携推進員・税理士報酬)	25,000 円 × 12 月	300,000 円		
		旅費・交通費	10,000 円 × 12 月	120,000 円		
		印刷製本費	(年間)	55,000 円		
		通信運搬費 (電話・携帯料金・ソフト通信)	26,000 円 × 12 月	312,000 円		
		水道光熱費	12,000 円 × 12 月	144,000 円		
		消耗品費	7,800 円 × 12 月	93,600 円		
		車両費 (ガソリン代他)	10,000 円 × 12 月	120,000 円		
		使用料・賃借料 (事務所家賃・車・パソコン)	50,000 円 × 12 月	600,000 円		
		支払手数料 (振込手数料)	3,000 円 × 12 月	36,000 円		
		⑤児童福祉法に規定される障害児通所支援事業および障害児相談支援事業費				
(内訳)						
・障害児多機能事業所運営事業	28,321,000	人件費 常勤職員7人給与	1,261,000 円 × 12 月	15,132,000 円		
		〃 賞与	1,261,000 円 × 3 月	3,783,000 円		
		法定福利費 (社会保険料等法人負担分)	205,000 円 × 15 月	3,075,000 円		
		報償費 (税理士報酬)	20,000 円 × 12 月	240,000 円		
		旅費・交通費	10,000 円 × 12 月	120,000 円		
		印刷製本費	(年間)	55,000 円		
		通信運搬費 (電話・携帯料金・ソフト通信)	35,000 円 × 12 月	420,000 円		
		水道光熱費	30,000 円 × 12 月	360,000 円		
		消耗品費	15,000 円 × 12 月	180,000 円		
		車両費 (ガソリン代他)	40,000 円 × 12 月	480,000 円		
		使用料・賃借料 (事務所家賃・車・パソコン)	320,000 円 × 12 月	3,840,000 円		
		保険料 (自動車・損害保険)	50,000 円 × 12 月	600,000 円		
		支払手数料 (振込手数料)	3,000 円 × 12 月	36,000 円		
・障害児相談支援事業	3,103,500	人件費 常勤職員1人給与	167,000 円 × 12 月	2,004,000 円		
		〃 賞与	167,000 円 × 3 月	501,000 円		
		法定福利費 (社会保険料等法人負担分)	27,100 円 × 15 月	406,500 円		
		通信運搬費 (電話・携帯料金・ソフト通信)	5,000 円 × 12 月	60,000 円		
		水道光熱費	2,000 円 × 12 月	24,000 円		
		消耗品費	1,000 円 × 12 月	12,000 円		
		車両費 (ガソリン代他)	3,000 円 × 12 月	36,000 円		
		使用料・賃借料 (事務所家賃・車・パソコン)	5,000 円 × 12 月	60,000 円		
		⑥障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に規定される障害福祉サービスおよび相談支援を行う事業費				
		(内訳)				
		・指定特定相談支援事業	1,134,000	人件費 常勤職員1人給与	65,000 円 × 12 月	780,000 円
				〃 賞与	65,000 円 × 3 月	195,000 円
				法定福利費 (社会保険料等法人負担分)	10,600 円 × 15 月	159,000 円
人件費 常勤職員1人給与	70,000 円 × 12 月			840,000 円		
・相談支援専門員研修事務局運営事業	1,221,000	〃 賞与	70,000 円 × 3 月	210,000 円		
		法定福利費 (社会保険料等法人負担分)	11,400 円 × 15 月	171,000 円		
事業費計		81,070,440				
管理費	会議費	100,000				
	旅費交通費	60,000	会議参加旅費	5,000 円 × 12 月 60,000 円		
	消耗品費	100,000	(年間)	100,000 円		
	賃借料	130,000	不動産家賃	(年間) 130,000 円		
	管理費計	390,000				
経常支出合計 (B) = 事業費 + 管理費		81,460,440				
経常収支差額 (C) = (A) - (B)		1,993,560				
前期繰越正味財産額		3,210,560				
次期繰越正味財産額		5,204,120				

※各事業ごとの収入・支出根拠計算を記入して下さい。
 ※事業費と管理費の区分をして下さい。
 ※算出根拠の欄は仮の記入例としてのものであり計算基礎は各々で変更記入して下さい。